

商工センター地区まちづくりビジョン検討会開催要綱

(目的)

第1条 「商工センター地区まちづくりビジョン」の取りまとめに当たり、有識者や関係団体等と幅広く意見交換することを目的として、商工センター地区まちづくりビジョン検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 商工センター地区まちづくりビジョンの策定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 検討会には、委員の互選により座長1人を置く。

- 2 座長は、検討会を進行する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 検討会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 検討会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、都市整備局都市機能調整部商工センター地区活性化担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年 7月12日から施行する。

この要綱は、検討会としての役割を終えた日にその効力を失う。